

2016年10月1日

セクシュアルハラスメントは許しません！！

甲府精鋳株式会社
代表取締役社長 山本 史明

1. 職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つけ、社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

2. 我が社は下記の行為を許しません。

他人に不愉快な思いをさせ、会社の秩序、風紀を乱す行為」とは、次のとおりです。

*妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- ① 出産、妊娠、育児、介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動や嫌がらせ等
- ② 妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

*セクシャルハラスメント

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ図面の閲覧、配布、掲示
- ③ その他従業員等に不快感を与える性的な言動
- ④ 性的な噂の流布
- ⑤ 身体への不必要な接触
- ⑥ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑦ 交際、性的な関係の強要
- ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取り扱い など

3. この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべての労働者です。また、顧客、取引先の社員の方等も含まれます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4. 相談窓口

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。一人で悩まずにご相談ください。また、上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

総務部 土橋 智也 055-275-5333 内線 51 Email dobashi@kohbyo.co.jp

相談には公平に、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

5. セクシュアルハラスメントの行為者に対しては懲戒及び処分されることがあります。

その場合は、次の要素を総合的に判断して、処分を決定します。

- ① 行為の具体的な態様（時間・場所・内容・程度）
- ② 当事者同士の関係
- ③ 被害者の対応（報告、相談等）、心情等

6. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

7. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認して、事実が確認出来た場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。